



# 埼玉県報

第217号  
令和3年(2021年)  
6月15日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 自動車税（種別割）等の収納事務委託に係る告示（税務課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 嵐山町平沢土地地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告示

## 埼玉県告示第七百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年六月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都江東区豊洲三丁目三番 三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・デ ータ 代表取締役社長 本間 洋	自動車税（種別割）、 個人事業税及び不動 産取得税に係る徴収 金の収納事務（左欄 の徴収金のとりまと め）	令和三年三月一日か ら令和四年三月三十 一日まで
東京都千代田区二番町八番地 八 株式会社セブンイレブン・ジャ パン 代表取締役 永松 文彦 東京都港区芝浦三丁目一番二 十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 細見 研介 東京都品川区大崎一丁目十一 番二号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信	自動車税（種別割）、 個人事業税及び不動 産取得税に係る徴収 金の収納事務（上欄 に掲げるそれぞれの 受託者の直営店舗及 びこれらの者とフラ ンチャイズ契約等を 締結している加盟店 舗における収納事 務）	同右

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ミニストップ株式会社

代表取締役 藤本 明裕

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

山崎製パン株式会社

代表取締役社長 飯島 延浩

東京都中央区日本橋一丁目一番一号

国分グローブサービスチェーン株式会社

代表取締役 横山 敏貴

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 俊治

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地

株式会社セイコーマート

代表取締役 赤尾 洋昭

東京都港区港南一丁目八番二十七号

株式会社しんきん情報サービス

代表取締役 飯吉 真

# 告 示

## 埼玉県告示第七百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年六月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台44番

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

# 告示

## 埼玉県告示第七百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 組合の名称

嵐山町平沢土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成六年四月二十二日から令和六年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県比企郡嵐山町大字平沢字延明橋の全部及び字上原、字中谷、字金井、字下山、字京枝、字表の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字上の一部

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字吹上、字蜻蛉橋、字金平の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字川枝の一部

### 四 事務所所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山千三十番地一

### 五 設立認可の年月日

平成六年四月二十二日

### 六 変更の内容

第十六条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第四十一条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第八十条第二項中「は年六％」を「の利率は、法第百三条第四項の規定による

公告があつた日の翌日における民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する

法定利率」に変更する。

### 七 変更認可の年月日

令和三年六月十五日

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人秩父正峰会 特別養護老人ホーム大滝・桜の園	埼玉県秩父市大字大滝百六十六番地

# 告 示

## 埼玉県選挙管告示第三十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年六月十八日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて  
イ その他